

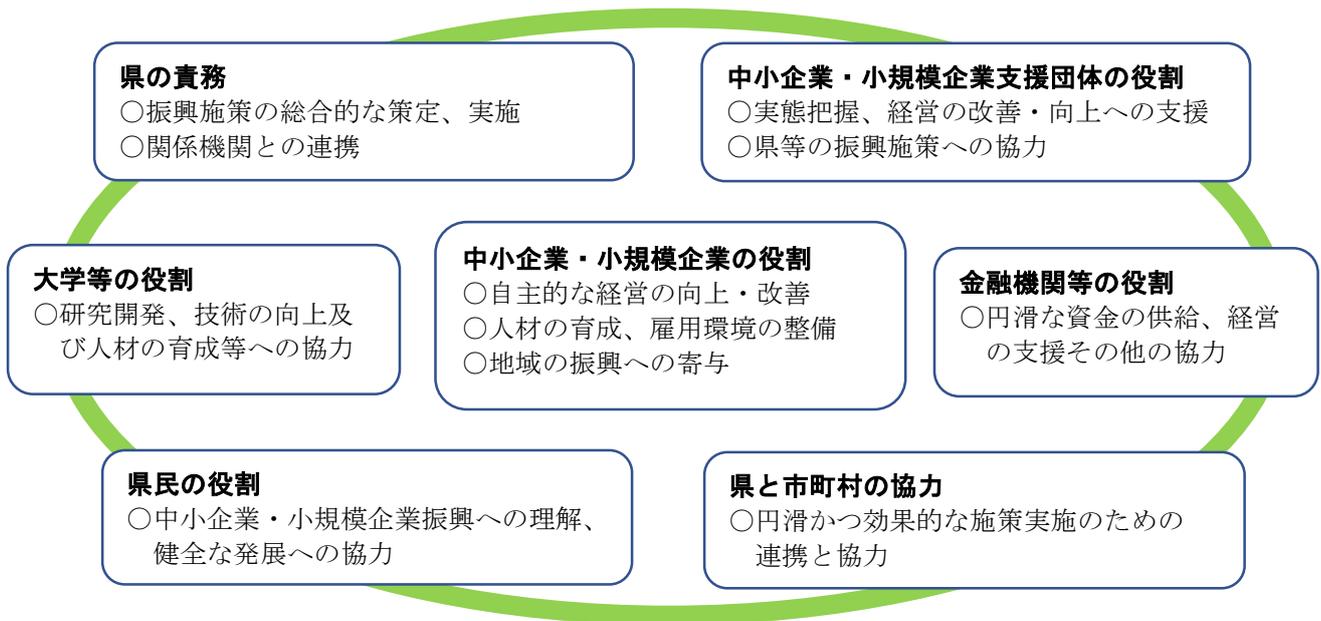
条例の目的（第1条）

- ・振興に関し、基本理念を定める
- ・県及び関係者の責務及び役割等を明らかにする
- ・振興の基本となる事項を定める
- ・振興に関する施策を総合的に推進する
- ・本県の経済の発展、県民生活の向上に寄与する

条例の基本理念（第3条）

- ・中小企業・小規模企業の創意工夫及び自主的な取組への支援
- ・中小企業・小規模企業が地域の経済及び雇用に果たす重要な役割への認識
- ・本県の多様な人材、技術、自然その他の地域資源の活用
- ・中小企業・小規模企業の経営の規模及び形態への配慮
- ・関係者相互の連携及び協力
- ・年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず活躍することができる社会の実現

関係者の責務と役割（第4条～第10条）



施策の基本方針（第11条）

- ・経営基盤の強化、経営の革新の促進
- ・創業の促進、事業の承継の円滑化
- ・販路等の拡大
- ・資金供給の円滑化
- ・事業活動を担う人材の育成、確保
- ・地域の活性化及び多様な資源の活用の促進
- ・環境変化への適応の円滑化、災害等への対応の促進

指針の策定等（第12条～第14条）

- ・指針の策定（高知県中小企業・小規模企業振興審議会に意見聴取）
- ・財政上の措置

本県の経済の持続的な発展、県民生活の向上